

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 9 月 18 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 キノシタセツビカブシキガイシャ 木下設備株式会社
 住所 京都府相楽郡精華町光台七丁目16番地3
フリガナ 代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク キノシタ ヒロアキ 代表取締役 木下 宏明
 電話番号 0774-94-3644
 FAX番号 0774-93-0804
 メールアドレス ksetubi@kinet-tv.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	レ	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	レ	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

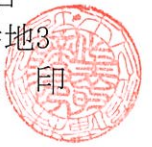
指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 2 年 9 月 18 日

届出者

氏名又は名称 木下設備株式会社
住 所 京都府相楽郡精華町光台
七丁目16番地3
代表者氏名 代表取締役 木下 宏明 印



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	キタセツビガブシカガイシャ 木下設備株式会社		
住 所	京都府相楽郡精華町光台七丁目16番地3		
フリガナ 代表者の氏名	ダイヒョウトリシマリヤク キノダ ヒロアキ 代表取締役 木下 宏明		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員の氏名		代表取締役 木下 宏明 取締役 木下 明子	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 9 月 18 日

申請者

氏名又は名称 木下設備株式会社

住 所 京都府相楽郡精華町光台七丁目16番地3

代表者氏名 代表取締役 木下 宏明



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

京都府相楽郡精華町光台七丁目16番地3
木下設備株式会社

会社法人等番号	1300-01-036680	
商号	木下設備株式会社	
本店	<u>京都府相楽郡精華町大字乾谷小字丸山50番地の3</u>	
	京都府相楽郡精華町光台七丁目16番地3	平成12年 3月25日変更
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成10年5月15日	
目的	1. 建築工事業 2. 土木工事業 3. 管工事業 4. 給排水、衛生設備工事業 5. 空調設備工事業 6. 舗装工事業 7. しゅんせつ工事業 8. 造園業 9. 前各号に附帯する一切の業務	
発行可能株式総数	800株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 800株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	
資本金の額	金4000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。 平成28年 8月21日変更 平成28年 8月23日登記	
役員に関する事項	取締役 木下宏明	平成27年 7月 6日重任
		平成27年 7月 9日登記

京都府相楽郡精華町光台七丁目16番地3
木下設備株式会社

	取締役 木下明子	平成27年 7月 6日重任
		平成27年 7月 9日登記
	取締役 小林竜哉	平成27年 7月 6日重任
		平成27年 7月 9日登記
		令和 1年 8月20日辞任
		令和 1年 8月23日登記
	京都府相楽郡精華町光台七丁目16番地3 代表取締役 木下宏明	平成27年 7月 6日重任
平成27年 7月 9日登記		
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成18年 9月19日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(京都地方法務局管轄)

令和 2年 8月26日

京都地方法務局木津出張所
登記官

安 田 博

